

# 熱海国際交流協会規約

改正 平成21年 5月21日

(名称)

第1条 この協会は熱海国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協会は、広く熱海市民の国際的な視野と感覚を高め、多くの国の人々との交流を通じて、相互の理解と友好親善を深め、もって世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画と実施
- (2) 国際交流に関する調査及び研究
- (3) 国際交流に関する広報活動
- (4) その他国際交流に関する事業

(会員)

第4条 会員は、協会の目的に賛同する個人、法人及び団体とする。

2 協会の事業について協力を得るため、個人及び各種団体等の協力会員を置くことができる。

(会費)

第5条 会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会費は年額 一口 3,000円
- (2) 団体会員は年額 一口 6,000円
- (3) 法人会費は年額 一口 10,000円

(役員)

第6条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 20名以内 (会長、副会長2名を含む)
- (4) 幹事 6名以内 (副会長1名を含む)

(5) 会計監事 2名

(6) 名誉会長

(7) 顧問

(役員を選任)

第7条 役員を選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、会員の互選により選出する。
- (2) 理事及び会計監事は、相互に兼ねることができない。
- (3) 幹事及び会計監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、協会の業務を執行する。
- (4) 幹事は、理事の業務を補佐する。
- (5) 会計監事は、協会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 前項の役員については、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。

2 総会は、次の事項について協議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。

(5) 会費の決定に関すること。

(6) その他本協会運営上の重要事項に関すること。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、協会の運営に関する重要事項について協議する。

2 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事をもって構成し、協会に関する具体的な事項について運営する。

(事業スタッフ)

第13条 協会の事業を円滑に推進するため、事業スタッフを随時置くことができる。

2 事業スタッフは会員及び協力会員で構成する。

(事務局)

第14条 この協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員をおくことができる。

(経費)

第15条 この協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、この協会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規約は、この協会の設立の日から施行する。

- 2 この会の成立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成5年度に開催する総会の当日までとする。
- 3 平成3年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、規約の施行の日から平成4年3月31日までとする。

附則（平成5年4月28日）

この規約は、平成5年4月28日から施行する。

附則（平成6年10月18日専決、平成7年5月24日報告）

この規約は、平成6年10月18日から施行する。

附則（平成11年5月25日）

この規約は、平成11年5月25日から施行する。

附則（平成13年5月15日）

この規約は、平成13年5月15日から施行する。

附則（平成15年5月7日）

この規約は、平成15年5月7日から施行する。

附則（平成21年5月21日）

この規約は、平成21年5月21日から施行する。